

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 まちぐるみ みんなでつくる子育て支援のまち

1 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の充実

本町に居住するすべての子どもが、適切で豊かな教育・保育が受けられ、親も安心して仕事と子育てが両立できるよう、質及び量の両面で充実した教育・保育の提供体制の確保を図ります。

さらに、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|--------------------------|
| ①幼児期の教育の充実 | |
| 満3歳以上の小学校就学前の子どもたちに、適切で豊かな幼児教育を提供します。 | 子育て支援課 |
| ②保育サービスの充実 | |
| 0歳児から小学校就学前の子どもで、保護者の労働または疾病などの理由で家庭において必要な保育が受けられない子どもたちに、適切で豊かな保育を提供します。 | 子育て支援課 |
| ③子ども・子育て支援事業の充実 | |
| 本町の地域の実情に合わせて、子どもと子育て家庭を支援する各種事業を実施します。 | 子育て支援課 健康支援課 教育総務課 |

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の詳細な内容や事業量等については、「第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業」で詳しく説明しています。



2 地域における子育てサポートの充実

すべての子育て家庭が、地域の中でのびのびと安心して子育てができるよう、情報提供・相談体制の充実を図るとともに、交流・ふれあいの機会の拡充に努めます。

地域において保育や子育て支援を担う人材や組織の育成を図るなど、地域全体で子育てを支えることにより、子育て家庭が抱える様々な不安や負担感の軽減を図ります。

| 項目と内容 | 担当課 |
|---|--------------------------------|
| ①子育て世代包括支援センター | 子育て支援課 (子育て支援センター) 健康支援課 |
| 平成30年10月から、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、切れ目のない支援を行うため「杉戸町子育て世代包括支援センター」を開設しました。保健センターの母子保健コーディネーター、子育て支援センター「たんぼぼ」の子育てコンシェルジュが連携しながら、家族の健康や子育てに関する相談に応じ、必要なサポートを行います。 | |
| ②子育て支援センター等における情報発信 | 子育て支援課 (子育て支援センター) |
| 子育て支援センターを中心として、乳幼児期の子育てに関する様々な情報の発信を行います。 | |
| ③子育てコンシェルジュの配置 | 子育て支援課 (子育て支援センター) |
| 子育て支援センターに、子育てに関する情報提供や相談支援、子育て講座の開催を担う職員として、子育てコンシェルジュを配置します。 | |
| ④子育て相談（子育て支援センター） | 子育て支援課 (子育て支援センター) |
| 子育て支援センターにおいて、子育て相談を随時実施します。いつでも気軽に感じられる相談体制の確保に努めます。 | |
| ⑤交流の場づくり（子育て支援センター） | 子育て支援課 (子育て支援センター) |
| 身近な場所において、親子が気軽に集うことができ、相談・交流できる場の提供を推進します。 | |
| ⑥育児サークルの育成・活動支援（子育て支援センター） | 子育て支援課 (子育て支援センター) |
| 子育て中の仲間をつかって楽しく支え合いながら子育てができるよう、育児サークルの育成とその活動を支援します。 | |
| ⑦育児教室・子育て講習会等の開催（子育て支援センター） | 子育て支援課 (子育て支援センター) |
| 年齢別育児教室や子育ての知識を学ぶ講習会、リフレッシュや父親向けの講習会などを開催します。 | |
| ⑧幼稚園・保育園における相談事業 | 子育て支援課 |
| 幼児期の教育の大切さや家庭との連携を図ることの大切さを踏まえ、幼稚園及び保育園では定期的な個人面談や随時相談を実施します。 | |
| ⑨公民館における子育て支援事業 | 社会教育課 (公民館) |
| 子育て中の保護者（父親及び母親）が子育てに関する情報を交換し、互いに子育てのノウハウを身に付けられる子育て支援事業を実施します。 | |

3 働き方改革の推進

仕事と子育てを両立するワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場や家庭において、働き方改革を推進します。

職場優先の風潮や固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や休暇取得の促進などを旨とし、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するため、広報・啓発、研修、情報提供等を推進します。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|--------------|
| ① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 国・県等の関係機関から提供された情報を事業所向けに発信するなど、幅広い啓発を進めます。 | 商工観光課 |
| ②男女共同参画意識の啓発 男女共同参画についての認識を深められるよう、研修会や講演会などの啓発活動を実施します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| ③子育てと業務の両立をめざす勤務環境の整備 子育てと業務の両立を図り、仕事と生活を調和させていくため、杉戸町特定事業主行動計画に掲げる取り組みを推進します。 | 総務課 |



基本目標 2 笑顔が輝き 子ども親も健やかに暮らすまち

1 子と親の健康サポート

すべての子どもが健やかに成長できるよう、安心して妊娠・出産できる環境づくりと、母子保健事業に取り組みます。

また、保護者の育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場などを活用した相談支援に努めるとともに、児童虐待の発生予防の観点を含めた、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|-------|
| ①母子保健コーディネーターの配置 | 健康支援課 |
| 健康づくりや予防接種に関する情報提供や相談支援など、子と親の健康を支える専門職として、保健センターに母子保健コーディネーターを配置します。 | |
| ②母子健康手帳の交付・妊婦健康診査の実施 | 健康支援課 |
| 母子健康手帳交付時に母子保健コーディネーターとの面接を実施し、様々な情報を必要な時に入手できる環境を整備します。妊娠中の異常を早期発見し、適切な保健指導を行うため、妊婦健康診査を実施します。 | |
| ③ママパパ教室の開催 | 健康支援課 |
| 出産・育児に対する準備教室を実施します。 | |
| ④妊産婦・乳幼児訪問指導 | 健康支援課 |
| 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問を実施します。また、妊娠期からの継続的な支援や養育状態に支援が必要な家庭等に訪問を実施します。 | |
| ⑤乳幼児健康診査 | 健康支援課 |
| 乳幼児健康診査（3～4か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児）の受診率の向上と未受診者の把握に努めます。 | |
| ⑥健康相談 | 健康支援課 |
| 健康に関する相談を実施し、育児不安の軽減・虐待予防に努めます。 | |
| ⑦予防接種 | 健康支援課 |
| 各年代に応じた予防接種を実施します。乳幼児に対しては、家庭訪問・乳幼児健診時に保護者に説明するほか、学生に対しては、個別通知、広報・ホームページ掲載により周知を図り、接種率の低下を防止します。 | |
| ⑧杉戸町母子愛育会活動の推進 | 健康支援課 |
| 母子愛育会活動を推進します。 | |

2 発達支援と障がい児支援の充実

発育・発達に支援が必要な子、障がいのある子を早期に発見し、一人ひとりの発達段階に応じた適切な支援を図ります。

障がいのある子が身近な地域で安心した生活を送れるよう、保育園や放課後児童クラブにおける受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な療育、福祉サービスの提供、就園・就学支援から教育などの一貫した支援体制の構築を推進するとともに、障がいのある子どもを支える家族に対する支援に努めます。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|--------|
| ①乳幼児健康診査等による早期発見 | |
| 幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）では、保健師等のほか臨床心理士等の専門職を交え、療育が必要な子どもの早期発見・早期支援を行います。 | 健康支援課 |
| ②乳幼児健全発達支援相談指導事業（個別相談） | |
| 発達に心配のある乳幼児や育児不安のある保護者等に対し、個別相談を実施します。 | 健康支援課 |
| ③きらきら教室 | |
| 発達に心配がある児と育児に困難さを抱える保護者を対象として、作業療法士を中心に遊びを通して発達を伸ばす関わりを集団で行います。 | 健康支援課 |
| ④幼稚園・保育園での受け入れ | |
| 関係機関との連携を図りながら、適切な就園相談を実施し、幼稚園・保育園における障がい児の受け入れ体制の充実に努めます。 | 子育て支援課 |
| ⑤放課後児童クラブでの受け入れ | |
| 関係機関との連携を図り、障がい児の受け入れ体制の充実に努めます。 | 教育総務課 |
| ⑥特別支援教育 | |
| 特別支援学級及び言語通級指導教室を設置し、幼稚園、小・中学校教員への研修を実施、障がい等に応じた教育を推進します。 | 学校教育課 |
| ⑦障害児福祉サービス | |
| 児童福祉法に基づき、療育が必要なお子さんに対して、集団生活の適応のための専門的な支援や、生活能力向上のための訓練等のサービス等を提供します。 | 福祉課 |

3 食べる楽しさ、食育の推進

乳幼児期からの正しい食習慣の形成を推進することにより、健康な心と身体、望ましい食習慣の基礎と食を通じた豊かな人間性の形成などを図ります。

保健や教育をはじめ様々な分野が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を図るとともに、保健センター等の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを推進します。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|----------------|
| ①教育・保育施設における食育の推進 | 子育て支援課 |
| 幼稚園、保育園において、行事食などを通じた食育の推進を図るとともに、食に関する正しい知識の普及・啓発を図り、保護者に食育の周知を進めます。 | |
| ②学校における食育の推進 | 学校教育課 |
| 子どもたちが将来にわたり、自らの食生活に関心を持って健康な生活を送れるよう、栄養教諭を中心に、関係教科や総合的な学習の時間、給食の時間等における食育を実施します。 | |
| ③地産地消の促進 | 教育総務課 農業振興課 |
| 町内の小・中学校において、地域食材の使用を推進します。 | |
| ④離乳食教室 | 健康支援課 |
| 管理栄養士による講話と調理実習、試食などを行い、乳幼児の食生活の基礎となる「離乳食」についての学習機会を提供し、発達段階に応じた食に関する情報提供を通じて、子育て不安の軽減に努めます。 | |
| ⑤栄養相談 | 健康支援課 |
| 管理栄養士による栄養相談を随時実施するほか、乳幼児健診における栄養相談を実施し、食事や栄養、発育に関する不安や悩みの解決に努めます。 | |

4 小児医療の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう小児医療の充実に努めます。特に、小児救急医療については、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、確保に向けた取り組みを推進します。

また、保護者が安心して子育てをする上で、子どもの医療に係る経済的負担は大きいことから、医療費の助成を図ります。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|--------|
| ①子ども医療費支給制度の充実 | |
| 中学校修了までの児童の医療保険適用の医療費を支給します。 | 子育て支援課 |
| ②小児休日診療 | |
| 感染症が流行する12月～3月の休日の午前に、杉戸町・幸手市両医師会の小児科医の協力のもと、在宅当番診療を実施します。 | 健康支援課 |
| ③小児救急医療体制 | |
| 東部北地区管内の小児科の病院にて、休日の昼間と毎日の夜間、小児の二次救急診療を実施します。 | 健康支援課 |



基本目標3 のびのびと 地域で子どもを育むまち

1 家庭と地域が共に育む次代の親

家庭は、基本的な生活習慣やマナーなどを身に付けたり、子どもの将来にわたる生活習慣や人格形成を図る上で基礎的な場であることから、学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。

子どもの成長には、家庭のみならず地域の人々との交流や体験活動も重要であることから、地域住民の子ども・子育てへの関心を喚起し、学校、家庭及び地域の連携のもと、地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成と取り組みを推進します。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|--------|
| ①家庭教育に関する学習機会 | 社会教育課 |
| 保護者が子どもに基本的な生活習慣や社会的マナーを身に付けさせることができるよう、公民館において、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。 | |
| ②「すぎの子憲章」の啓発 | 子育て支援課 |
| 広報紙やイベント等を通じて「すぎの子憲章」の啓発を進めます。 | |
| ③あいさつ運動 | 住民協働課 |
| 各小・中学校PTAと共催により、あいさつ運動を実施します。道徳心を養い、心のふれあいを推進します。 | |
| ④有害環境対策 | 子育て支援課 |
| 青少年育成推進員協議会による町内の巡回調査を行い、啓発活動を実施します。携帯電話のフィルタリング啓発に取り組みます。 | |

2 生きる力を育む幼児教育・学校教育の充実

子どもの生きる力は集団生活の中で培われるものも多いため、幼稚園、保育園における幼児期の教育活動、教育環境の充実を図るとともに、小学校との連携を推進します。

小・中学校においては、地域及び家庭との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、指導法・指導体制の工夫改善を図りながら、全教育活動を通して「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の向上」を推進します。

また、思春期は身体の急激な変化とともに心が大きく揺れ動く時期であり、児童・生徒の保健に関する正しい知識の普及と親身な相談体制を確保します。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|-----------------|
| ①就学前教育の充実 | |
| 幼稚園、保育園職員の研修及び指導計画の共通化等による専門的機能を生かし、幼児教育の質的向上と子育て支援の充実を図ります。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| ②地域に信頼された開かれた学校づくり | |
| 各小・中学校が、特色ある教育活動を実施し、保護者・地域に情報発信することで信頼される開かれた学校づくりを推進します。 | 学校教育課 |
| ③乳幼児とのふれあいの機会 | |
| キャリア教育の視点から、子どもの個性を認め、よさを生かす活動として、総合的な学習の時間や家庭科の学習及び社会体験事業等において、幼稚園や保育園等で乳幼児とふれあう機会を提供します。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| ④幼・保・小連携（一貫教育）の推進 | |
| 就学児が学校生活に適應できるよう、幼稚園・保育園と小学校の連絡会を年2回実施します。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| ⑤学校施設開放 | |
| 地域のスポーツ及びコミュニティの活性化を図るため、学校施設を開放し、有効活用を図ります。 | 社会教育課 |
| ⑥学校教育と保健センターの連携による健康教育 | |
| 希望のあった小・中学校において、健康なからだづくりをテーマに健康教育を実施するほか、思春期の心身の健康づくりに必要な相談体制を整備します。 | 学校教育課 健康支援課 |

3 子どもの居場所、交流の場づくり

児童の健全育成を図るため、児童館、公民館、町立図書館、生涯学習センター等の施設や、子ども会、自治会、地域ボランティア、NPO等の社会資源を活用し、子どもの居場所、交流の場づくりを推進します。自然体験や伝統遊びなどの多様な体験活動の機会の充実を図るとともに、親子間さらには地域の高齢者と子どもたちなどの世代を超えた交流を促進します。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|-----------------------|
| ①児童館の充実 | |
| 泉児童館活動の充実を図るとともに、公民館等において出前児童館事業や、広場などの開催を進めます。 | 子育て支援課 |
| ②子育て支援センターにおける児童館事業の展開 | |
| 児童館との連携のもと、子育て支援センターにおいて児童館事業を実施します。 | 子育て支援課 (子育て支援センター) |
| ③青少年相談員活動の促進 | |
| 青少年相談員事業として、自然の大切さや仲間の大切さを学ぶ機会を提供していきます。 | 子育て支援課 |
| ④生涯学習センター・町立図書館における子ども向け事業 | |
| 夏休みの「図書館お泊り会」や「朝活図書館」などを開催し、本や人を通じた子どもたちの体験機会や読書環境づくりの提供を進めます。 | 社会教育課 |
| ⑤放課後子供教室の充実 | |
| 活動内容を検討し、事業の充実を図ります。(※新・放課後子ども総合プラン参照) | 社会教育課 |
| ⑥スポーツ少年団活動の促進 | |
| 子どもたちの身近なスポーツ団体として、スポーツ少年団の活動を支援します。 | 社会教育課 |
| ⑦公民館における子ども向け事業 | |
| 古代体験学習、親子観劇などの様々な活動を通して、子どもにとって多様な体験や仲間づくりができ、親子・親同士の交流も図られる公民館事業を推進します。 | 社会教育課 |
| ⑧子どもの遊び場の充実 | |
| 地区の公園など、身近な遊び場の充実を図ります。 | 都市施設 整備課 |
| ⑨公民館における高齢者との交流事業 | |
| 郷土に伝わる伝統遊び体験などを通じて、子どもと高齢者の交流を図ります。 | 社会教育課 |
| ⑩なかよし広場事業 | |
| 子どもの健やかな成長を願い、また、保護者が安心できる子育てに役立つよう、就園前の子育ての指導を実施します。 | 子育て支援課 |

新・放課後子ども総合プラン

■目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後や長期休暇を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めるための計画です。

■実施目標

○放課後子供教室の実施にあたっては、余裕教室や放課後に使用していない特別教室等を活用し、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室においても同様に、余裕教室等を活用する体制を整え、令和5年度末までに4か所の小学校での一体型の実施を目指します。

【実施目標】

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 目標年度 令和6年 (令和5年度末) |
|-----------------------------|-----------|------|------|------|------|--------------------------|
| | 放課後児童クラブ数 | 7クラブ | 7クラブ | 7クラブ | 8クラブ | 8クラブ |
| 放課後子供教室（整備）数 | 3教室 | 3教室 | 3教室 | 3教室 | 3教室 | 4教室 |
| 放課後児童クラブと 放課後子供教室の一体型実施数 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 4か所 |

※ p56 放課後児童健全育成事業とは目標年（度）が異なります。

■実施に向けた方策

- 実施に向け、実施主体である教育総務課と社会教育課が連携し、各学校との協議を行い、放課後子ども総合プランの必要性及び意義等への理解を促します。
- 実施の際には、運営委員会を設置し、余裕教室の活用状況等について協議を行います。
- 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携し、プログラムの内容や実施日等を検討するため小学校毎に協議の場を設けます。
- 放課後活動の実施にあたっては、所管課間で十分協議し、その責任体制を明確化していきます。
- 放課後児童クラブについては、保育の必要性が高い未就学児がその延長で使うケースが多くみられることから、子育て支援課から教育総務課への情報提供を図り、事業の円滑な推進を目指していきます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室における特別な配慮が必要な児童について、今後も児童が安心して過ごすことができるよう、支援方策等について研修や共有を図り、対応の充実を図ります。
- 保護者のニーズや現場の状況等を勘察し、放課後児童クラブ、放課後子供教室の開設時間の検討を行います。
- 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、ホームページやおたより等による周知を行うとともに、必要に応じて地域組織や関係機関等とも情報共有を図ります。

基本目標4 みんなで守ろう 安心安全なまち

1 安全・安心なまちづくりの推進

子どもが安全にのびのびと活動でき、保護者が安心して子育てができるよう、警察、学校、幼稚園、保育園さらには地域住民が一丸となって、防犯や防災、交通安全対策に取り組み、地域社会全体で子どもの安全を確保します。

また、子育て期にある多子世帯、将来的に子育てを担う若い世代などがゆとりある住宅に入居できるよう支援を図ります。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|--------|
| ①子育て世帯への支援 | |
| 町営・県営住宅などの入居募集の情報を提供します。町営住宅の入居申告登録においては、父子・母子・多子世帯を優先して登録を行います。 | 建築課 |
| ②杉戸町子ども110番「ホッとハウス」 | |
| 杉戸町子ども110番「ホッとハウス」を委嘱し、子どもを一時的に保護する緊急避難所としての役割をお願いします。安心・安全な登下校を地域の力で守ります。 | 学校教育課 |
| ③交通安全施設の整備 | |
| 交通安全施設の充実を図るとともに、通学路の点検結果等をもとに危険箇所の改善に努めます。 | くらし安全課 |
| ④交通安全教育 | |
| 警察、交通指導員、交通安全関係団体と連携した交通安全教室を実施します。 | くらし安全課 |
| ⑤防災行政無線を活用した防犯 | |
| 下校時間帯に一齐放送を行い、見守りによる犯罪の抑止を図ります。 | くらし安全課 |



2 児童虐待の防止と権利擁護

子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進するとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を強化し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。また、支援体制の充実のため、子ども家庭総合支援拠点の設置についても検討を進めます。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|-----------------|
| ①保育園における相談支援活動 | |
| 児童相談所等との連携を図り、必要に応じ、面接・助言を行っていきます。職員研修の参加に努めます。 | 子育て支援課 |
| ②要保護児童対策地域協議会 | |
| 問題を抱える児童の状況に応じ、児童虐待防止、効果的な援助方法や対応等を協議し実践していきます。 | 子育て支援課 |
| ③支援体制の整備充実 | |
| DV 被害者の保護と自立への支援のため、庁内関係各課をはじめ関係機関との連携を図り支援体制を充実させます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| ④女性相談窓口の充実 | |
| 夫・パートナーからの暴力をはじめ、女性の悩み全般について相談できる窓口の充実に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| ⑤虐待防止活動の推進 | |
| 広報紙や街頭活動等により、児童虐待防止についての住民の意識を高めます。また、乳幼児健診未受診者の把握、訪問活動などにより、虐待の早期発見に努めます。 | 子育て支援課 健康支援課 |

3 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭は、経済面、心理面、育児面など、多様な支援を要することも少なくないため、その家庭が置かれている状況を把握しながら、相談・助言や情報提供、各種助成制度の活用など、適切な支援を図ります。ひとり親家庭の自立を支援するため、子育て支援や生活支援から、就業支援も含めた、総合的なサポートに努めます。

| 項目と内容 | 担当課 |
|---|--------|
| ①児童扶養手当の支給 | |
| 広報紙やホームページの掲載、窓口での案内等により該当者に制度の周知を図ります。 | 子育て支援課 |
| ②母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 | |
| 児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。 | 子育て支援課 |
| ③ 自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金 | |
| 児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。 | 子育て支援課 |
| ④ひとり親家庭等医療費助成の充実 | |
| 保険医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。 | 子育て支援課 |

4 子どもの貧困対策及び社会的養育の推進

すべての子どもには、保護者などからたくさんの愛情を受け、適切に養育されながら、健やかな成長と発達及び自立が保障される権利があります。

一人ひとりの子どもの権利と将来の可能性に格差が生じないように、その幸せと最善の利益を第一に考えながら、子ども及び子育て家庭に対する適切な支援を図ります。

| 項目と内容 | 担当課 |
|--|---------------|
| ①子どもの貧困対策の推進 生活保護に至る前の段階から、民生委員・児童委員をはじめ県や関係機関と連携して生活に困窮した世帯の自立を支援します。貧困の連鎖を防止するため、そうした家庭の子どもたちの学習支援や就学援助費の支給等を行います。 | 子育て支援課 福祉課 |
| ②社会的養育の推進 児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、県や児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。 | 子育て支援課 |

●貧困対策に関連する主な事業

【就学援助】

学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小・中学生の保護者に対して、給食費・学用品費等を支給します。また、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して所得額に応じて、給食費・学用品費等の一部を支給します。

【自立相談支援事業】

生活困窮者が生活保護に至る前に、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施します。

【子ども食堂の運営支援】

地域のボランティアや民間団体などが、主に子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する子ども食堂の運営を支援します。

【フードパントリーの運営支援】

企業などから余った食品を集めて保管し、生活に困っている子育て家庭に無料で配る「フードパントリー」の取り組みを支援します。